

岐阜県暴力団排除条例の一部を改正する条例について

岐阜県暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年九月十八日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県暴力団排除条例の一部を改正する条例

岐阜県暴力団排除条例（平成二十二年岐阜県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

「第八章 雑則（第二十三条）  
目次中

第九章 罰則（第二十四条・第二十五条）」

「第八章 暴力団排除特別強化地域（  
第九章 雑則（第二十六条）  
第十章 罰則（第二十七条・第二十

第二十三条―第二十五条）

に改める。

八条）

第二条に次の二号を加える。

六 特定接客業 次に掲げる営業をいう。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）

以下「風適法」という。）第二条第一項に規定する風俗営業

ロ 風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業

ハ 風適法第二条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業

ニ 風適法第二条第十三項に規定する接客業務受託営業

ホ 設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）

第五十二条第一項の許可を受けて営むもの（風適法第二条第四項に規定する接待飲食等営業又は同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）

七 特定接客業者 特定接客業を営む者をいう。

第二十四条を削る。

第二十五条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条を第二十八条とし、第九章中同条の前に次の一条を加える。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処

する。

- 一 第十四条第一項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者
- 二 相手方が暴力団員であることの情を知って、第二十四条の規定に違反した者
- 三 第二十五条の規定に違反した者

2 前項第二号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第九章を第十章とする。

第八章中第二十三条を第二十六条とし、同章を第九章とする。  
第七章の次に次の一章を加える。

#### 第八章 暴力団排除特別強化地域

(暴力団排除特別強化地域)

第二十三条 この章において「暴力団排除特別強化地域」とは、暴力団の排除を徹底し、住民及び来訪者にとってより一層安全で安心なまちづくりを推進することが特に必要な地域として別表に掲げる地域をいう。

(暴力団排除特別強化地域における特定接客業者の禁止行為)

第二十四条 特定接客業者は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務(営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客、従業者その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。)の提供を受けてはならない。

2 特定接客業者は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、暴力団員に対し、用心棒の役務の提供を受けること又はその営業を営むことを容認されることの対償として利益の供与をしてはならない。

(暴力団排除特別強化地域における暴力団員の禁止行為)

第二十五条 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、特定接客業者に対し、用心棒の役務の提供をしてはならない。

2 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、特定接客業者から、用心棒の役務の提供をすること又はその営業を営むことを容認することの対償として利益の供与を受けてはならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第二十三条関係)

地域の区分	地 域
柳ヶ瀬・玉宮地区	岐阜市のうち県町一丁目、県町二丁目、一番町、今川町二丁目、梅河

	町一丁目、梅河町二丁目、大富町、御浪町、春日町一丁目、霞町、金岡町、金園町一丁目、金園町二丁目、蕪城町、神室町一丁目、神室町二丁目、神室町三丁目、神室町四丁目、神室町五丁目、神田町一丁目、神田町二丁目、神田町三丁目、神田町四丁目、神田町五丁目、神田町六丁目、神田町七丁目、神田町八丁目、神田町九丁目、玉姓町一丁目、玉姓町二丁目、玉姓町三丁目、清住町一丁目、清住町二丁目、清住町三丁目、金室町一丁目、金室町二丁目、金室町三丁目、金室町四丁目、金町一丁目、金町二丁目、金町三丁目、金町四丁目、金町五丁目、金町六丁目、金町七丁目、金町八丁目、小柳町、栄枝町、三番町、銀町、新栄町、神明町一丁目、神明町二丁目、菅原町一丁目、菅原町二丁目、住田町一丁目、住田町二丁目、住ノ江町一丁目、住ノ江町二丁目、住吉町、大正町、高砂町一丁目、高砂町二丁目、高野町一丁目、高野町二丁目、高野町三丁目、高野町四丁目、高野町五丁目、高野町六丁目、高野町七丁目、玉宮町一丁目、玉宮町二丁目、玉森町、徹明通一丁目、徹明通二丁目、徹明通三丁目、徹明通四丁目、問屋町一丁目、問屋町二丁目、問屋町三丁目、問屋町四丁目、長住町二丁目、長住町三丁目、長住町四丁目、長住町五丁目、長住町六丁目、長住町七丁目、長旗町一丁目、長旗町二丁目、西園町、西玉宮町一丁目、西玉宮町二丁目、西問屋町、二番町、橋本町一丁目、橋本町二丁目、八幡町、花園町、羽根町、東金室町一丁目、日ノ出町一丁目、日ノ出町二丁目、日ノ出町三丁目、日ノ出町四丁目、日ノ出町五丁目、雲雀町一丁目、雲雀町二丁目、真砂町七丁目、真砂町八丁目、真砂町九丁目、真砂町十丁目、真砂町十一丁目、真砂町十二丁目、美園町二丁目、美園町三丁目、美園町四丁目、美殿町、元町一丁目、元町二丁目、元町三丁目、八ツ寺町一丁目、八ツ寺町二丁目、柳ヶ瀬通一丁目、柳ヶ瀬通二丁目、柳ヶ瀬通三丁目、柳ヶ瀬通四丁目、柳ヶ瀬通五丁目、柳ヶ瀬通六丁目、柳ヶ瀬通七丁目、弥八町、弥生町、吉津町一丁目、吉津町二丁目、吉野町三丁目、吉野町四丁目、吉野町五丁目、吉野町六丁目、若宮町二丁目、若宮町三丁目、若宮町四丁目、若宮町五丁目、若宮町六丁目、若宮町七丁目、若宮町八丁目及び若宮町九丁目
金津園地区	岐阜市のうち加納水野町一丁目、加納水野町二丁目、加納水野町三丁目、加納水野町四丁目及び加納水野町五丁目

<p>大垣駅南地区</p>	<p>大垣市のうち今岡町一丁目、今岡町二丁目、魚屋町、岐阜町、桐ヶ崎町、栗屋町、郭町一丁目、郭町二丁目、郭町三丁目、郭町東一丁目、郭町東二丁目、御殿町一丁目、清水町、新町一丁目、新町二丁目、高砂町一丁目、高砂町二丁目、高屋町一丁目、高屋町二丁目、高屋町三丁目、高屋町四丁目、竹島町、中町、錦町、東外側町一丁目、東外側町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、見取町四丁目及び宮町一丁目</p>
<p>高山駅東地区</p>	<p>高山市のうち相生町、朝日町、有楽町、大新町一丁目、片原町、上一之町、上三之町、上二之町、神田町一丁目、下一之町、下三之町、下二之町、末広町、総和町一丁目、総和町二丁目、大門町、天満町四丁目、天満町五丁目、天満町六丁目、名田町四丁目、名田町五丁目、名田町六丁目、七日町一丁目、八軒町一丁目、八軒町二丁目、八軒町三丁目、八幡町、初田町一丁目、初田町二丁目、花岡町一丁目、花岡町二丁目、花川町、花里町四丁目、花里町五丁目、花里町六丁目、馬場町一丁目、馬場町二丁目、吹屋町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目及び本町四丁目</p>

備考 この表に掲げる名称は、平成三十一年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

提 案 説 明

暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、特定接客業者が暴力団員から用心棒の役務の提供を受ける行為を禁止する等のため、この条例を定めようとする。